

刈羽村民活センター規程

施行 平成 7年4月 1日 改正 平成19年4月 1日
改正 平成11年2月26日 改正 令和 3年4月 1日
改正 平成13年4月 1日 改正 令和5年12月12日
改正 平成18年4月 1日

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が公益を目的として実施する刈羽村民活センター（以下、「センター」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 センターは、住民が定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の拡大及び福祉増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業に関する情報の収集及び提供
- (2) 臨時的かつ短期的な就業に関する調査研究
- (3) 臨時的かつ短期的な就業に関する相談
- (4) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く）を希望する高齢者のための当該就業機会の確保及び組織的提供
- (5) 高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会等の実施
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

(会員の種類)

第4条 センターの会員は、正会員及び賛助会員の2種類とする。

2 正会員は、センターの目的に賛同し、その事業を理解している次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 刈羽村に住居する原則として60歳以上の者であること。
- (2) 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望するものであること。

3 賛助会員は、刈羽村に住所又は事務所を有する個人又は団体であって、センターの目的に賛同し、その事業に協力するものとする。

(入 会)

第5条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

(会費)

第6条 正会員及び賛助会員は、会長において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、書面でその旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会長はその会員を除名することができる。

(1) 会費を1年以上納入しないとき。

(2) センターの名誉をき損し、センターの事業目的に反するような行為をし、又はセンターの秩序を乱したとき。

(会費等の不返還)

第9条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

(委員の定数等)

第10条 センターに7人以上12人以内の委員を置く。

2 委員のうち1名を委員長、1名を副委員長とする。

3 前項の委員長及び副委員長は委員の互選により選定する。

(委員の選任区分)

第11条 委員は会長において選任し、総会に報告する。

2 委員の選任区分は次に掲げるとおりとする。

- | | |
|----------------------------|----------|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 村内に居住する会員（女性会員2名以上を含む） | 4人以上9人以内 |
| (3) 行政の代表 | 1人 |
| (4) 社会福祉事業に協力する者（団体） | 1人 |

(委員の役割)

第12条 委員は委員会を構成し、第3条の規定に定める事業に関することについて協議する。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員の費用弁償)

第14条 委員には費用を弁償することができる。

- 2 費用の弁償については、会長が別に定める。

(事務局)

第15条 センターの事務を処理するために、センターに事務局を置く。

- 2 事務局には、職員を置く。
- 3 職員は本会会長が任免する。
- 4 職員の事務分掌、賃金等については、会長が別に定める。

(委員会及び総会)

第16条 センターの会議は、委員会及び総会とし、総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(委員会及び総会の構成)

第17条 委員会は、委員をもって構成する。

- 2 総会は、正会員をもって構成する。

(委員会及び総会の目的等)

第18条 委員会は、第3条の規定に定める事業に関することについて協議、決議をする。

- 2 総会は、委員会の協議、決議内容を報告し、センターの活動と会員相互の連絡、体制の強化に関し協議する。

(委員会及び総会の招集、開催)

第19条 委員会及び総会は会長が招集する。

- 2 委員会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- 3 通常総会は、毎年6月に開催する。また、臨時総会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

(委員会及び総会の議長)

第20条 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

- 2 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから互選する。

(委員会及び総会の定足数)

第21条 委員会は委員現在数の過半数、総会は正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(委員会及び総会の決議)

第22条 委員会及び総会の決議は、委員会に出席した委員または総会に出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(資産の構成)

第23条 センターの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第24条 センターの資産は、本会会長が管理する。

(事業年度)

第25条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第26条 センターの事業計画及び予算は、会長が作成し、委員会に諮り、総会で報告する。

(事業報告及び決算)

第27条 会長は、事業年度毎に事業報告及び決算を調整し、事業年度終了後委員会に諮り、総会で報告する。

(解散及び残余財産の帰属)

第28条 センターの解散及び残余財産の帰属は、定款第11章第45条及び46条による。

第29条 この規程の施行について必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成7年4月1日より施行する。

2 削除

- 3 この規程の一部改正は、平成11年2月26日より施行する。
- 4 この規程の一部改正は、平成13年4月1日より施行する。
- 5 この規程の一部改正は、平成18年4月1日より施行する。
- 6 この規程の一部改正は、平成19年4月1日より施行する。
- 7 この規程の一部改正は、令和3年4月1日より施行する。
- 8 この規程の一部改正は、令和5年12月12日より施行する。